



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 山 善  
代 表 者 名 代表取締役社長 長尾 雄次  
(コード番号 8051 東証プライム)  
問 合 せ 先 責 任 者 取締役 常務執行役員  
経営管理本部長 山添 正道  
(TEL 06-6534-3003)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第76回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 自然災害や不測の事故に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の開催場所を限定する現行定款第13条（開催場所）を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の変更、文言の整理等、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p><u>(開催場所)</u></p> <p>第 13 条 当社は、大阪市で株主総会を開催する。</p> <p>第 14 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 17 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 38 年 6 月 24 日をもって削除する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 16 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 前条および本条は、2026 年 6 月 24 日をもって削除する。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 3 条 変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 28 日 (火)  
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 28 日 (火)

以 上